

審査請求書(処分用)の書き方

1 この「審査請求書(処分用)」は、国税庁長官(又は財務大臣)に対して、国税庁長官が国税に関する法律に基づき行う処分についての審査請求、酒税法第2章《酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等》に規定する免許に関する処分についての審査請求、国税に関する法律以外の法律に基づく処分についての審査請求又は事実上の行為(例えば、税務署職員がした物件の留置き)についての審査請求をする場合に使用します。審査請求書は正本及び副本の2通を提出してください。

なお、この審査請求書は、国税庁長官(又は財務大臣)又は処分をした行政庁以外には提出できませんのでご注意ください。

2 この請求書の各欄は、次により書いてください。

(1) 「_____年___月___日」欄

審査請求書の提出年月日を記載してください。

(2) 「_____税務署長・_____国税局長経由」欄

処分をした行政庁を経由して審査請求書を提出する場合、審査請求書を提出する行政機関の長を記載するとともに不要文字を削除又は抹消してください。

(例) 1 ××署長を経由して審査請求書を提出する場合

「××税務署長・~~_____~~国税局長経由」

2 ××局長を経由して審査請求書を提出する場合

「~~_____~~税務署長・××国税局長経由」

また、国税庁長官(又は財務大臣)に審査請求書を提出する場合には、当該欄には記載しないでください。

(3) 「住所又は所在地(納税地)」欄

審査請求をしようとする方の住所又は法人の所在地を記載してください。

住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地を括弧書で記載してください。

(4) 「総代又は代表者(管理人)」欄

総代を互選している場合には、総代の住所又は居所及び氏名を記載し、「総代選任書」を必ず添付してください。審査請求人が法人である場合(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも含む。)には、代表者又は管理人の住所又は居所及び氏名を記載し、「代表者(管理人)資格証明書」を必ず添付してください。

なお、「総代選任書」及び「代表者(管理人)資格証明書」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載されておりますのでご利用ください。

(5) 「代理人」欄

代理人が選任されている場合には、その方の住所又は居所若しくは所在地及び氏名又は名称を記載し、委任状を必ず添付してください。

なお「委任状」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載されておりますのでご利用ください。

(6) 「1 審査請求に係る処分の内容」欄

審査請求をしようとする処分の内容を、例えば次のように書いてください。

- ×××税務署長の令和××年××月××日付の酒類製造免許取消処分
- ×××税務署長の令和××年××月××日付の酒類販売業免許拒否処分
- ×××署に所属する職員がした令和××年××月××日付の物件の留置き
- ×××局に所属する職員がした令和××年××月××日付の物件の留置き
- 国税庁長官の令和××年××月××日付の納税地の指定及び指定の取消処分
- 財務大臣の令和××年××月××日付の税理士登録の取消処分

(7) 「2 処分の通知を受けた日」欄

審査請求に係る処分のお知らせが届いた日を書いてください。

(8) 「3 処分があったことを知った日」欄

処分の通知を受けていない場合にのみ書いてください。

なお、審査請求が物件の留置きに対するものである場合には、預り証を交付された日が「処分があったことを知った日」となります。

(9) 「4 審査請求に係る処分についての教示の有無及びその内容」欄

審査請求に係る処分の通知書に基づいて「(1)教示の有無」欄の該当する文字を○で囲み、教示があった場合は、「(2)教示があった場合はその内容」欄に、通知書に記載されている教示の文言をそのまま書いてください。

(10) 「5 添付書類」欄

代表者等の資格を証する書面、審査請求の趣旨及び理由を裏付ける資料等この審査請求書に添付した書類の名称を箇条書きしてください。

(11) 「6 審査請求の趣旨及び理由」の「(1)趣旨」欄

審査請求において処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするよう、例えば次のように書いてください。

- 酒類製造免許取消処分の取消しを求める。
- 酒類販売業免許拒否処分の取消しを求める。
- 物件の留置きの撤回を求める。
- 税理士登録取消処分の取消しを求める。

(12) 「6 審査請求の趣旨及び理由」の「(2)理由」欄

審査請求に係る処分を不服とする理由を、できるだけ具体的に書いてください。

なお、この欄に書ききれない場合は、適宜の用紙に書いて添付してください。

(13) 「6 審査請求の趣旨及び理由」の「(3)不服申立期間経過後に審査請求をすることとなった理由」欄

処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過した後、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後に、審査請求をすることに正当な理由がある場合には、その理由を記載してください。

なお、正当な理由がないと認められる場合には、その審査請求は不適法なものとして却下されることとなります。

(14) 「※整理欄」は、書かないでください。